

介養協第32号
令和3年8月4日

出入国在留管理庁長官
佐々木 聖 子 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会 長 澤 田 豊

介護福祉士を目指す外国人留学生の入国制限の緩和について（要望）

介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会、及び当協会会員の介護福祉士養成施設（以下、「養成校」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実に努めるなどしてきています。

平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたこと等により養成校の外国人留学生の入学者数は近年急激に増加してきており、令和2年度の入学者数は2,395人となって、全入学者数の34.0%を占めるなど養成校の運営において、外国人留学生は重要な存在になっています。

これら外国人留学生は卒業後に日本で介護業務に従事しようとして入学している者であり、将来の介護現場における中核的な役割を担う介護人材として大いに期待できる人材です。

厚生労働省は、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数を集計したところ、令和元年度の入職職員数から更に、令和7年度で約32万人、令和22年度で約69万人の入職職員を必要とするとしています。

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しております。しかしながら、外国人留学生の入国は困難な状況となっており、この状況が続けば、わが国での介護を目指す学生が日本留学を断念しかねず、今後のわが国の社会に与える影響は計り知れません。

つきましては、外国人留学生の早期の入国制限緩和を是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

－以上－